機関紙 ほくだい

北海道大学教職員組合
【電話】011-746-0967（FAX 兼用）
内線：2083、3994
HP：https://hokudai-shokuso.sakura.ne.jp/
メール：kumiai@hokudai-shokus.sakura.ne.jp

期末手当 0.15 減に反対

機関紙ほくだい 10 月号でお知らせしたとおり、本学は期末手当の引き下げを決定し、12 月から実施するとしている。北海道大学教職員組合は期末手当の引き下げが不利益変更に該当すると考え、要望を提出した。しかしながら、大学側から未だ真摯な回答は得られていない。そこで、11 月 5 日（金）付けで本学に団体交渉を申し入れ、11 月 16 日（火）に行った。

この交渉においても、本学は教職員組合の要望に対しゼロ回答を続け、真摯に交渉に応じているとはいえなかった。また、期末手当の引き下げが「不利益変更に該当しない」とも回答していており、到底納得できるものではない。他方、本学に対して給与引き下げの合理的な根拠についても説明を求めた。しかし、本学は人事院勧告「等」と回答に終始し、踏み込んだ説明は一切行わなかった。「等」については一般的な社会・経済状況としており、具体的かつ十分な説明がなされているとは言いがたい。

以上から見えてくるのは、本学が期末手当の引き下げについて人事院勧告のみを根拠としている点である。言うなれば、「大学の状況、教職員の勤務状況などは一切考慮しない」、そのような本学の姿勢が浮き彫りになったのである。くわえて、いまだ国家公務員の給与法の改定が行われていない状態で、本学が 12 月期から引き下げを実施すると主張していることも大きな問題である。大学側は給与法が改定されたなら、労使間の交渉を経ずに、就業規則の変更を実施する可能性がある。

そして、団体交渉においてもう一つ見えてきたのは、本学が教職員への説明や労使間交渉を軽視している点である。人事院勧告「給与勧告の骨子」には「公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉間によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的」と書かれている。本学は人事院勧告によって給与引き下げの説明と労使間交渉が実施済みであると認識しているのではないだろうか。本学が人事院勧告をもって、北海道大学に勤める教職員に対する説明責任を果たしていると認識しているのであれば、それは重大な問題である。

教職員組合は本学が期末手当引き下げの根拠を真摯に説明していないと考え、再度交渉・協議する場を要求している。この件に関して、給与法の改正後に、第 2 回目の団体交渉を 11 月末に行う予定である。　　（書記長　山崎貴史）

【速報】

11 月 17 日（水）、過半数代表（候補）者あてに、11 月 19 日（金）に開催予定であった就業規則改正説明会の開催見送りの連絡がありました。人事院勧告の実施について、政府の動向を注視する必要があるとのことです。今期、期末手当引き下げの手続き（就業規則改正）は困難な見込みです。

11/12 給与関係閣僚会議議事要旨

文学部班職場集会報告

文学部では 10 月 13 日の職場会議において、駒込武編『「私物化」される国公立大学』(岩波書店、2021 年 9 月）の読書会を開催。駒込書によれば、2004 年の国立大学の法人化以降、運営交付金の削減などで体力を失ってきた国立大学法人に対して、2014 年の「ガバナンス」改革によって学長の権限を強化するトップダウン型運営が導入された。さらに 2021 年には、国立大学法人法改正法が国会を通過して、学長選考会議や幹事による学長監視機能を強化することで少数者に権限集中することが懸念されているという。紹介される事例は、下関市立大学、京都大学、筑波大学、大分大学、 福岡教育大学、東京大学などで、学長の権限強化による弊害が軍事研究の是非などの問題と絡みながら表出されていることがうかがえる。

北海道大学の総長解任問題も取り上げられており、名和総長の解任の背景をめぐる分析がなされている。大学側の主張は、「威圧的な言動」＝ハラスメントという「総長としての資質」の問題をあげ、名和氏自身は改革方針をめぐる対立（文科省方針の教員削減計画への反対の声を背景に総長に就任したという経緯）、ならびに加計学園問題に絡んで獣医学部新設に対する名和氏の否定的な態度があった点などを主張している。執筆者である山形定前組合執行委員長は、名和氏の軍事費研究への反対などもあったのではないかと推測する。職場会議では、関連して北大の現状についても話題が及び、有意義な会となった。　（副執行委員長　長谷川貴彦）

合同教育研究全道集会　全体集会

苦しんでいる子どものことを気にする大人であってほしい

今年の合同教育研究全道集会は、11 月 6 日に全体集会がオンラインで開催され、140 人が参加しました。全体集会の開会あいさつで世話人の前田賢次さん（北海道教育大学札幌校）は、「上からの矢継ぎ早の施策に現場で無力感を感じることもあるが、これまで長年にわたって培ってきた合研のつながりを大切にしたい」と述べました。

全体集会第1部では武田信子さん（武蔵大学人文学部教授・臨床心理士）が講演。「学びたいことを学べる社会へ　～過度に競争的な日本の教育の中で」と題して話されました。 デンマークは100年くらい前から価値観を転換している。日本でも価値観の転換が必要ではないか。固定化した教育のあり方、学校文化が、子どもの「体験と関係性の貧困」をつくりだしている。「何ができるか」ではなく、「well-being」（よい状態）を大事にする視点が求められるのではないか。「生きる力」と言われるが、それを「生き残る力」ではなく、「共に生きる力」と捉えたい。目先のことではなく、「500 年後を考えたい」と講演を結びました。第2部では「自分が自分でいられる学校」をテーマとするトークセッション、第3部は「GIGA スクール構想とどうつきあうか」をテーマに現場からの報告がありました。

【合同教研全道集会全体会の感想】（抜粋）

「武田先生のご講演、日頃教壇に立っていると、忘れがちな話をしていただき、とても心に刺さりました。普通に職員室や教室では「宿題」という言葉が飛び交ってますが、本当にそれは生徒にとって必要か、それも生徒の目線で考えて必要かという視点が確かに欠けているところもあるなと感じました。」

「もやもやしていたものの輪郭が鮮明になった気がします。なかでも若者の自殺者が増えている要因の一端が腑に落ちました。どこを見て授業をすべきなのか再確認できました。多忙化の中、見失いそうになりますが合研が復活の呪文として明日へのはたらく力となりました。ありがとうございました。」

情報公開連続学習会①報告

機関紙「ほくだい」10 号でお知らせしたように、10 月 16 日（土）17：00 から、北海道大学の情報公開連続学習会の第 1 回目を、リアルタイムオンラインで開催いたしました。こうした学習会を開催したのは、運営費交付金の削減や学長のトップダウン機能の強化など国立大学改革が進む中、大学運営が不透明な形で意思決定がなされ、説明責任を果たすことや適切な情報公開が不充分であるとの現状認識があるからです。第 1 回目は、発覚以来、北大から十分な説明や情報公開がなされているとはいえない、北大総長解任問題を話題にしました。内容としては、（1）山田執行委員長から、連続学習会の趣旨説明がなされたうえで、（2）山形前執行委員長から「教職員の知らない所で進められた北大総長解任」、（3）佐藤博文弁護士から「総長解任手続の解明と情報公開」として話題提供がなされたのち、（4）質疑応答がなされました。

山形前執行委員長は、総長解任問題が発覚した際、執行委員長でありました。その経験を踏まえつつ、解任申し出（2019 年 7 月 10 日）、解任（2020 年 6 月 30 日）、新総長決定（2020 年 10 月 1 日）という一連の流れを、新聞記事・大学 HP・北大職組との会見をもとにしながら、コンパクトにご紹介くださいました。また、機関紙ほくだい本号の「文学部職場集会報告」で触れられている駒込武編『「私物化」される国公立大学』（岩波書店、2021 年 9 月）の執筆者であることから、他大学での状況も踏まえ、総長選考会議という制度そのものについて問題提起（「総長選考会議は誤らないのか？」）なされました。佐藤博文弁護士は、北大総長解任処分取消等請求訴訟弁護団の立場から、話題提供していただきました。総長解任と情報開示請求・訴訟の経緯についてご紹介いただいた後、「解任劇始まり」への疑問として、そもそも総長選考会議は総長に辞任要求できるか等の疑問があると整理してくださいました。また、実質的に全部不開示に等しいことから、第 3 次訴訟を提起したとの状況の説明などもいただきました。

学習会に参加して、北大総長解任問題は、複雑な事象あることをあらためて感じました。学習会に参加する以前よりも理解は深まったのですが、率直に申せば、まだ十分な理解に及んでいないと言わざるを得ません。幸い、北大職組の HP に映像＆資料がアップされています。折に触れて勉強しようと思います。興味があるみなさんも、ぜひ、ご覧になっていただければ幸いです。

最後になりますが、この学習会を立ち上げていただいた山田執行委員長、話題提供くださった山形前執行委員長、佐藤博文弁護士にあらためてお礼を申し上げます。（書記次長　上山浩次郎）

【情報提供】 情報公開連続学習会 第 2 回目

連続学習会　開かれた大学を目指して　北海道大学の情報公開

第2回　長時間労働＋宿舎廃止問題　18:30～Zoom

内容：1）北大における長時間労働の実態

岡坂　直寛氏（札幌キャンパス過半数代表、副執行委員長）

2）教職員宿舎廃止問題を考える

長谷川　貴彦氏（副執行委員長）

ポスター ⇒

教職員宿舎問題

10 月 22 日大学側より「職員宿舎の廃止に関する基本方針（案）」が突然に組合に内示された。その内容を要約すると、①職員宿舎を福利厚生とは見なさない、②職員宿舎を廃止・縮小、③現入居者は基本的に退去、④今後は入居者資格を厳格化、⑤宿舎資産を売却・貸付するというもの。８月にわずか 10 日間ネット上でアンケート調査を行ない、その結果がどのように反映されているかわからない状態で、基本方針（案）が提示されたのである。2020 年には「宿舎の維持」を目的として宿舎費の値上げを行ったが、その主張との整合性も含めて問題をはらんでいる。現在、組合は、教職員の福利厚生を守るという基本原則に基づきながら、大学側が示した「基本方針案」に対する対案を提出しようと検討を行っている。ホームページなどで情報の提供を継続的に行う予定である。組合委員諸氏のご協力を宜しくお願い申し上げる次第である。　（副執行委員長　長谷川貴彦）

←「職員宿舎の廃止に関する基本方針(案)」など詳細は、
組合ホームページをご覧ください。
https://hokudai-shokuso.sakura.ne.jp/
組合作成のビラもあります→

総長解任処分取消訴訟第3回口頭弁論について

2021 年 11 月 10 日（水）に札幌地方裁判所で名和豊春前北大総長の解任処分取消訴訟第３回口頭弁論が行われました。今回、被告北大からの解任事由とされた非違行為の主張に対し、原告の反論が行われ、主な主張が出揃いました。しかし、解任の手続き論など争点が多く、非公開の進行協議を経て、来年の３月９日（水）10:00 から 805 号法廷で次回口頭弁論が行われる予定です。また、総長解任に係る文書の実質的な不開示処分に対する損害賠償請求の第 1 回口頭弁論が、11 月 25 日（木）10:00 から 805 号法廷で行われます。進展がありましたらまた機関紙とホームページでお知らせします。

＜今後の行事予定＞

11/22　連続学習会第２回　長時間労働＋宿舎廃止問題　18:30～
11/25　北大情報不開示取り消し請求訴訟　10:00～札幌地裁
11/26　しゃべルーム　12:00～13:00
11/27　全大教事務職員オンライン交流会　13:00～16:00
11/29　北大執行委員会　18:30～
12/4　2022 春闘学習討論交流集会　14:00～18:00 オンライン
12/4　北海道高等教育研究所第 1 回研究会　14:00～16:30 オンライン（事前申し込み必要）
12/4　第 45 回全道基地調査交流集会　14:00～17:00
12/10　しゃべルーム　12:00～13:00
12/13　北大執行委員会　18:30～
12/16　北海道国公春闘討論集会　18:30～
12/24　しゃべルーム　12:00～13:00

次回しゃべルーム：11 月 26 日(金)12:00~13:00 です。